

新させばっ子 未来プラン



～子育てしやすい街 させぼをめざして～

次世代育成支援佐世保市行動計画

佐世保市子ども・子育て支援事業計画

平成27年度～平成31年度





はじめに

佐世保市では平成16年3月に次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援佐世保市行動計画(前期行動計画)」を、平成22年3月には後期計画である「させばっ子未来プラン」を策定し、子どもを安心して産み育てることのできる環境の充実や地域での子どもと子育て支援、子育てと仕事の両立支援など、子どもと子育てを支援するための総合的な施策に取り組んでまいりました。

そのような中、平成24年8月に子育てがしやすい社会の実現を目的とした「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法が成立し、市町村を実施主体として、地域のニーズに基づいた計画を策定し実行していくことが求められるようになりました。

これを受け、地域の子どもと子育て家庭の実情を踏まえるため、市民アンケート等を行いニーズの把握に努めるとともに、子育て関係者などで構成する「佐世保市子ども・子育て会議」を設置して幅広い観点からご意見を賜り、この「新させばっ子未来プラン」を策定しました。

今後、このプランに基づき、「子育てしやすい街・させば」を目指して着実に施策を推進してまいります。

最後になりますが、「新させばっ子未来プラン」の策定にあたり多大なご協力を賜りました佐世保市子ども・子育て会議の委員の皆さま、並びに貴重なご意見を賜りました市民の皆さまに感謝の意を表しますとともに、今後のプラン推進にもご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成27年 3月

佐世保市長

朝長則男

目次

第1章 計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の背景と趣旨 P1
 - (1) 計画策定の背景
 - (2) 計画の趣旨
- 2 計画の名称 P2
- 3 計画の位置づけ P2
- 4 計画期間 P3
- 5 計画の策定体制 P3
 - (1) 佐世保市子ども・子育て会議
 - (2) 市民アンケート調査等の実施
 - (3) パブリックコメントの実施

第2章 現状と課題

- 1 子どもと子育てを取り巻く社会情勢 P4
 - (1) 少子化の進行
 - (2) 子どもの貧困
 - (3) 核家族化
 - (4) 共働き世帯の増加
- 2 佐世保市の子どもと子育てを取り巻く現状と課題 P6
 - (1) 佐世保市における子どもと子育ての現状
 - ① 出生数・合計特殊出生率の推移
 - ② 子どもの数の推移
 - ③ 子どもの数の推計
 - ④ 在宅・保育所利用・幼稚園利用の状況
 - (2) 佐世保市におけるこれまでの取り組み
 - (3) 市民アンケート調査結果と分析の概要
 - (4) 様々な環境変化から見る佐世保市の今後の課題

第3章 計画の基本方針

- 1 基本理念 P13
- 2 基本的な方向性 P14
 - (1) 子どもを安心して産み育てることのできる環境の充実
 - (2) 地域での子どもと子育ての支援
 - (3) 子育てと仕事の両立支援
 - (4) 幼児教育・保育の質の向上
 - (5) 計画推進のための包括的サポート
- 3 計画体系 P16

第4章 今後の具体的な方向性

1 子どもを安心して産み育てることのできる環境の充実 P17

(1)母子の健康管理への支援

- ①安全で健やかな妊娠・出産への支援
- ②乳幼児健康診査の充実
- ③健康診査フォローアップの充実
- ④家族計画指導
- ⑤家庭訪問による支援
- ⑥事故予防・SIDS予防

(2)子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減

- ①子どもに関する総合相談窓口(子ども子育て応援センター)
- ②児童虐待の未然防止
- ③幼児期から思春期における「いのちの教育」体制の促進
- ④子育てサポーターの養成
- ⑤子育て世帯への経済的支援

(3)子どもの発達支援

- ①障がい児支援

2 地域での子どもと子育ての支援 P35

(1)地域における子育て支援の充実

- ①子育て支援拠点の充実
- ②子育て支援意識の高揚

(2)地域における子どもの健全育成

- ①児童健全育成施設の改変
- ②地域の児童健全育成の取り組み支援
- ③食育の推進

(3)子育て援助体制の充実

- ①ファミリーサポートセンター
- ②子育て支援サークルのサポート

3 子育てと仕事の両立支援 P45

(1)幼児教育・保育サービスの充実

- ①幼児教育・保育施設等の充実
- ②時間外の保育
- ③一時預かり
- ④病児保育
- ⑤その他の子育て支援

(2)留守家庭児童の居場所づくり

- ①放課後児童クラブ

(3)事業者の子育てに対する理解促進

- ①ワーク・ライフ・バランスの推進

4 幼児教育・保育の質の向上 P57

(1)「幼児教育センター」を拠点とした多様な幼児教育・保育の推進

- ①幼児教育・保育全般に関する調査・研究
- ②研修内容・体制の充実
- ③保幼小連携の推進
- ④特別支援教育の充実

5 計画推進のための包括的サポート P61

(1)情報発信

- ①利用者支援



第5章 子ども・子育て支援事業計画

- 1 教育・保育提供区域の設定 P65
- 2 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保内容・実施時期 P65
 - (1) 量の見込みの算出方法
 - (2) 量の見込みと確保方策
- 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保内容・実施時期 P67
 - (1) 量の見込みの算出方法
 - (2) 量の見込みと確保方策
 - ① 利用者支援事業
 - ② 地域子育て支援拠点事業
 - ③ 妊婦健康診査
 - ④ 乳児家庭全戸訪問事業
 - ⑤ 養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
 - ⑥ 子育て短期支援事業
 - ⑦ ファミリーサポートセンター事業
 - ⑧ 一時預かり事業
 - ⑨ 延長保育事業(時間外保育)
 - ⑩ 病児保育事業
 - ⑪ 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)
- 4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保 P74
 - (1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方
 - (2) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割と提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策
 - (3) 地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携並びに幼稚園、保育所及び認定こども園と小学校等との連携の推進方策

第6章 計画の推進体制

- 1 計画の推進と進捗管理 P75
 - (1) 計画の推進にあたって
 - (2) 計画の進捗管理と点検・評価

参考資料

- 1 計画策定の経過等 P76
 - (1) 佐世保市子ども・子育て会議
 - ① 佐世保市子ども・子育て会議条例
 - ② 委員名簿
 - (2) 審議経過等
 - (3) 佐世保市子ども・子育て支援事業計画の策定に関して(諮問・答申)
- 2 その他 P80
 - (1) 計画目標一覧
 - (2) 子ども育成条例
 - (3) 用語解説



第1章

計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 計画策定の背景

急速な少子化や、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加など、子どもや子育てを取り巻く環境が大きく変化してきている中で、一人ひとりの子どもが健やかに成長できる社会の実現が求められています。

こうした中、子育てがしやすい社会の実現を目的として、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法^{*}」が成立し、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援について、その充実を図るための「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月にスタートすることになりました。

この新制度は、基礎自治体^{*}を実施主体として、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、幼児教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けた取り組みを推進するものとなっています。基礎自治体においては、「子ども・子育て支援事業計画」を策定して、これらの取り組みを計画的に推進することが求められています。

また、次世代育成支援対策推進法が改正されたことによって、子どもと子育てを支える取り組みを幅広く推進するために、より実効的な計画を策定することも求められています。

以上のとおり、これからの佐世保市の子どもと子育てを支える取り組みについては、子ども・子育て支援新制度などの新たな取り組みを踏まえながら、より実効性の高い施策として計画的に推進することが求められていると言えます。

用語解説

【子ども・子育て関連3法】

- ① 子ども・子育て支援法
- ② 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する一部を改正する法律
- ③ 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

これらの法律は、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実を目指すもの。

【基礎自治体】

国の行政区画の中で最小の単位(市・町・村)で、首長や地方議会などの自治制度があるもの。